

2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認

(1) 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、**特定親族特別控除**及び所得金額調整控除^(注1)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書及び所得金額調整控除申告書(以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。)に基づいて行うことになっていますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

2 非居住者である親族に係る配偶者(特別)控除及び特定親族特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書及び特定親族特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出するか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等(異動)申告書を提出する際に、非居住者である親族に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

また、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の詳細については、16ページの「国外居住親族」をご確認ください。

3 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書、所得金額調整控除申告書については、これらの兼用様式となっています。

(2) 基礎控除申告書の内容の確認

基礎控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

基礎控除とは

基礎控除とは、所得者の合計所得金額(12ページ参照)が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から95万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

【基礎控除額の計算の順序】

基礎控除額は、基礎控除申告書で求めることができますので、次の1～3の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算			
所得の種類	収入金額	所得金額	
(1) 給与所得		円	
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円	
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円	

1

○ 控除額の計算			
判定	☐	132万円以下	95万円
	☐	132万円超 336万円以下	88万円
	☐	336万円超 489万円以下	(A) 68万円
	☐	489万円超 655万円以下	63万円
	☐	655万円超 900万円以下	
	☐	900万円超 950万円以下	(B) 58万円
	☐	950万円超 1,000万円以下	(C) 58万円
	☐	1,000万円超 2,350万円以下	
	☐	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	☐	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
☐	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

2

区分Ⅰ
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額
円

3

「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「基礎控除の計算」の表を参考に記載してください。

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額」欄に記載します。

2 所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載

上記1で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「132万円以下 (A)」から「2,450万円超2,500万円以下」までの該当する□にチェックを付け、判定結果に対応する

控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

3 「区分Ⅰ」欄の記載

上記2の判定結果が「132万円以下（A）」から「950万円超1,000万円以下（C）」までに該当する場合は、AないしCの判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

(注) 「区分Ⅰ」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用しますので、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は、「区分Ⅰ」欄を記載する必要はありません。

(3) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額（12ページ参照）が1,000万円以下の人に限ります。）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が58万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

(注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,195万円（所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円）を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が123万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については168万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については118万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。
- 2 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が**58万円以下**の人をいいます。）のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。
- 3 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）をいいます。
- 4 年の途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者のいずれか1人に限られます（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者（合計所得金額（12ページ参照）が1,000万円以下の人に限ります。）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、**配偶者の合計所得金額が58万円以下であるとき又は133万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。**

(注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。

2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が123万円以下のとき又は201万6千円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収

入金額が年齢65歳以上の人については168万円以下るとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については118万円以下るとき又は214万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

【注意事項】

- 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書で求めることができるようになっていいますので、次の1～5の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄及び「区分Ⅰ」欄を記載します（記載に当たっては、18ページの【基礎控除額の計算の順序】1～3を参照してください）。

2 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（＊）

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載します。

3 配偶者の合計所得金額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載

上記2で計算した合計額及び「配偶者の生年月日」欄を基に「判定」欄の「58万円以下かつ年齢70歳以上（昭31. 1. 1以前生）」から「95万円超133万円以下」までの該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

4 「控除額の計算」の表に、上記1の判定による区分（A～C）及び上記3の判定による区分（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

5 上記4により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注）「区分Ⅱ」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、「区分Ⅱ」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

(4) 特定親族特別控除申告書の内容の確認

特定親族特別控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

特定親族特別控除とは

特定親族特別控除とは、所得者が特定親族を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から、その特定親族1人につき63万円を限度として、特定親族の合計所得金額（12ページ参照）に応じた金額を控除するというものです。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下であるとき又は123万円を超えるときは、特定親族特別控除の適用は受けられません。

(注) 親族の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が123万円以下のとき又は188万円を超えるときは、特定親族特別控除の適用は受けられません。

【注意事項】

1 「特定親族」とは、所得者と生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、**合計所得金額が58万円超123万円以下**である人をいいます。

※ 親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族には該当せず特定親族特別控除の対象とはなりません、特定扶養親族（13ページ参照）として扶養控除の対象となります。

2 ここでいう「親族」には、児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

3 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- (1) 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- (2) 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- (3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

年末調整のしかた
・手
・控除額の確認順

【特定親族特別控除額の計算の順序】

特定親族特別控除額は、特定親族特別控除申告書で求めることができるようになっていますので、次の1・2の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等		(注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。		特定親族の生年月日 (平成15.12.29～平成19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が 異なる場合の特定親族の住所又は居所	【同居世帯である特定親族】 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
フリガナ	特定親族の氏名	特定親族の個人番号		平成 年 月 日				
1				平成 年 月 日				
2				平成 年 月 日				

※「特定親族の氏名」の記入を要する場合は記載してください。

○ 控除額の計算	
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下 58万円超90万円以下 90万円超95万円以下 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超123万円以下
控除額	63万円 61万円 51万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円

1 特定親族の合計所得金額の見積額の記載

特定親族の合計所得金額の見積額を計算し、「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載します。

2 控除額の記載

上記1で記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

(5) 所得金額調整控除申告書の内容の確認

所得金額調整控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

所得金額調整控除とは

所得金額調整控除とは、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額（上限15万円）を、給与所得の金額から控除するというものです。

【注意事項】

1 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合における「給与の収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者（扶養控除等（異動）申告書

の提出先)から受ける給与などの年末調整の対象となる給与^(注1)の総額が850万円を超えるかどうかにより行います^(注2)。

(注) 1 年末調整の対象となる給与については35ページを参照してください。

2 給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が2か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。

2 例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

(6) 基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額等の源泉徴収簿への記入

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び特定親族特別控除申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額、配偶者（特別）控除の額及び特定親族特別控除の額（特定親族を複数有する場合は合計した額）を各人の源泉徴収簿の「基礎控除額⑱」欄、「配偶者（特別）控除額⑲」欄及び「特定親族特別控除額⑲－2」欄^(注)にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

(注) 令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、**余白部分に「特定親族特別控除額⑲－2」欄を作成する等してください。**また、「**所得控除額の合計額⑳**」欄には、この特定親族特別控除額を加算した金額を記載することとなりますので、ご注意ください。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の源泉徴収簿の「所得金額調整控除額㉑」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後で計算しますので、源泉徴収簿に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくくと便利です。）。

2－3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料は、一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で**所得者本人が支払ったものに限られます**。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料は新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料に区分され、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は旧生命保険料・旧個人年金保険料に区分されます。

生命保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。